

この資料中、経営にかかわる情報については「総務省審議会委員に限り開示」としてマスキングしています。

【別紙】

算定の詳細

I. 原価の算定

1. 設備管理部門（算定等規則第14条）の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスに係る次のAとBの額の合計額

A : 次のB以外の設備の場合 $a_A + b_A + c_A + d_A$ (第14条第2項)

B : 放送役務と共用している設備の場合 $(a_B + b_B + c_B + d_B) \times 2/3$ (第15条第6項)

a : 第14条第2項第一号 施設保全費等 $(= a_A + a_B \times 2/3)$

b : 同 第二号 更新した設備の減価償却費 $(= b_A + b_B \times 2/3)$

c : 同 第三号 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税
 $(= c_A + c_B \times 2/3)$

d : 同 第四号 その他既に設置されている設備に係る費用
 $(= d_A + d_B \times 2/3)$

(1) 上記aの施設保全費等は以下のとおり算定されている。

① 原価の届出があった算定等規則第15条第2項第一号イ又はロに該当する単位区域は、いずれも令和6年度末において特別支援区域として指定されていたため、これらの単位区域については、同イ又はロ(1)の規定にかかわらず、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第72号)の施行の日(令和5年6月16日)の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した、又は所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用を算定している(算定等規則附則第2項)。

② 除却損又は撤去費用は原価として算定していない(第15条第2項第二号)。

③ 第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要なとなる収容ルータに係る費用は原価として算定していない(第15条第2項第三号)。

④ 上記aの計算において乗じる係数(第14条第2項第一号)は、接続約款における設備管理運営費比率を用いた(第15条第2項第四号)。

- (2) 上記 b の更新した設備の減価償却費は、該当する設備がなかったため原価として算定していない。
- (3) 上記 c の他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額の計算は、第 15 条第 4 項の規定によっている。
- (4) 上記 d の既に設置されている設備に係る費用の計算は、第 14 条第 2 項第四号の規定によっている（総務大臣が認可した接続約款における接続料その他これに類する単価を用いて計算している）。
- (5) 電気通信設備を維持管理するための費用として地方公共団体から補助金その他の給付金の交付は受けていない（第 15 条第 5 項関係）。

2. 算定等規則第 16 条（設備利用部門）の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的 F T T H アクセスサービスに係る次の C と D の額の合計額

- C : （次の D の設備以外の設備の場合） $e \times f$ （第 16 条第 2 項）
- D : （放送役務と共用している設備の場合） $e \times g \times 2 / 3$ （第 16 条第 3 項）

e 全国平均利用部門原価

令和 6 年度における第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（広告又は宣伝に係る費用を除き、算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。）を平均回線数（※）で除した額（第 16 条第 2 項）

※ 令和 6 年度末の回線数と令和 5 年度末の回線数の合計を 2 で除して得た値

f : g 以外の回線数

g : 放送役務と共用している回線数

- (1) 上記 e の額の計算は、第 16 条第 2 項の規定によっている。
- (2) 上記 f 及び g の回線数は、第 16 条第 2 項の規定によっている（第 9 条第 3 項の規定により記録した該当する担当支援区域における該当する回線数と同数であ

る)。

Ⅱ. 収益の額の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスに係る次のE、F及びGの額の合計額（第17条第2項第一号）

E：（次のFの設備以外の設備の場合） $h \times f$ （第17条第2項第一号）

F：（放送役務と共用している設備の場合） $h \times g \times 2 / 3$ （第17条第2項第二号）

h： 全国平均収益額

令和6年度における第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの収益の額（算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。）を上記平均回線数で除して得た額

G： 担当支援区域において自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者を使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額（第17条第2項第三号）

(1) 上記hの額の計算は、第17条第2項第1号の規定によっている。

第七条式による交付金の額の算定

	NTT東日本株式会社	NTT西日本株式会社
I. 原価 $A+B+C+D$	<div style="border: 2px solid green; border-radius: 20px; padding: 10px; background-color: #e0f0e0;"> 総務省審議会委員に限り開示 </div>	
算定等規則第14条（設備管理部門）の原価 $A+B$ A：次のB以外の設備の場合 $a_A+b_A+c_A+d_A$ （第14条第2項） B：放送役務と共用している設備の場合 $(a_B+b_B+c_B+d_B) \times 2/3$ （第15条第6項） a：施設保全費等（第14条第2項第一号） b：更新した設備の減価償却費（第14条第2項第二号）、除却費／撤去費用（第15条第2項第三号） c：他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税（第14条第2項第三号） d：その他既に設置されている設備に係る費用（第14条第2項第四号）		
算定等規則第16条（設備利用部門）の原価 $C+D$ C： $e \times f$ （第2項） D： $e \times g \times 2/3$ （第3項） e：前事業年度における電気通信事業に属する活動に必要な費用を平均回線数で除した額 f：当該担当支援区域における回線数のうちg以外の回線数 g：当該担当支援区域における回線数のうち放送役務と共用している回線数（第3項）		
II. 収益の額（算定等規則第17条） $E+F+G$ E： $h \times f$ （第一号） F： $h \times g \times 2/3$ （第二号） h：全国平均収益額 G：海底ケーブル又は陸揚局を使用させることによる第二号基礎的電気通信役務の提供以外の収益の額（第三号）		
I - II. 交付金の額	訂正後 143,565,605 円 訂正前 143,487,142 円 差額 78,463 円	訂正後 5,094,513 円 訂正前 5,094,987 円 差額 -474 円

(注) 端数のため小計の数字（単位支援区域毎の $a_B \sim d_B$ の合計 $\times 2/3$ を足し上げ）と内訳の合計（ $a_B \times 2/3 + b_B \times 2/3 + c_B \times 2/3 + d_B \times 2/3$ ）は合わない。